

小田原市企業誘致推進条例施行規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市規則第20号

小田原市企業誘致推進条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市企業誘致推進条例(平成27年小田原市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、条例の例による。

(規則で定める区域)

**第3条** 条例第2条第2号の規則で定める区域は、次の各号のいずれかに掲げる要件に該当するものであって、周辺の土地利用との調和や都市施設(都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項第1号から第4号までに掲げる都市施設をいう。)の整備状況等の周辺環境に影響を及ぼさないと認められる区域とする。

- (1) 都市計画法第7条第1項の市街化区域内の一団の土地で、国、県及び公益的団体等が所有する1ヘクタールを超える区域
- (2) 市内に存する都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域と定められた地域内の一団の土地で、1ヘクタールを超える区域(前号に掲げる区域を除く。)
- (3) 都市計画法第7条第1項の市街化調整区域内の一団の土地で、10ヘクタールを超える区域(固定資産の取得等)

**第4条** 条例第2条第6号ア及びイの規定による土地又は家屋の取得とは、土地又は家屋の所有権の移転登記を完了することをいう。

- 2 条例第2条第6号ア及びイの規定による土地又は家屋の賃借とは、賃貸借契約を締結することをいう。
- 3 条例第2条第6号ア、イ及びウの規定による新築、増築又は改築とは、建築基準法(昭和25年法律201号)第2条第13号に掲げる新築、増築又は改築であって、同法第6条の規定による確認を要するものをいう。
- 4 条例第2条第6号ウの規定による家屋に係る償却資産とは、償却資産の全部又は一部が新築、増築又は改築した床部分に設置されたものをいう。

5 条例第2条第8号に規定する固定資産の取得に要した費用とは、当該固定資産の購入価額のみとする。

(投資促進奨励金の交付)

**第5条** 条例第3条第1項の投資促進奨励金は、条例第4条第2項の規定による決定をした日の属する年度の翌年度(当該奨励金に係る立地の日が、決定をした日の属する年度の1月2日から3月31日までの間である場合にあっては、当該決定をした日の属する年度の翌々年度)から毎年度、適用企業からの申請に基づき当該年度分を交付する。

2 前項の奨励金の額を算定するに当たり当該奨励金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(企業等立地奨励金の交付)

**第6条** 条例第3条第2項の企業等立地奨励金は、条例第4条第2項の規定による決定をした日の属する年度から毎年度、当該奨励金の総額を5回以内に分けた額を当該年度分として適用企業からの申請に基づき交付する。

2 前項の奨励金の額を算定するに当たり当該奨励金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(雇用促進奨励金の算定)

**第7条** 条例第3条第3項の雇用促進奨励金は、立地の日の3か月前の日から立地の日の3か月後の日までの間に新たに雇用した従業員の数により算定するものとする。

(立地事業計画の届出)

**第8条** 条例第4条第1項の奨励措置の適用を受けようとする者は、条例第2条第6号ア又はイの立地をしようとするものにあつては土地の売買契約又は賃貸借契約を締結する日(土地の取得又は賃借を伴わない立地にあつては、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請をする日又は家屋の売買契約若しくは賃貸借契約を締結する日)の30日前までに、条例第2条第6号ウの立地をしようとするものにあつては同法第6条第1項の規定による確認の申請をする日の30日前までに、当該立地に係る事業計画(以下「立地事業計画」という。)を市長に届け出なければならない。

2 立地事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 立地に係る事業所及び設備の概要に関する事項
- (2) 立地に係る事業に関する事項
- (3) 立地を行う者に関する事項
- (4) 立地を行う場所及び時期に関する事項
- (5) 投下資本額及びその調達方法に関する事項
- (6) 立地に係る事業に伴う雇用に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

( 奨励措置の申請手続 )

**第9条** 条例第4条第1項の規定による奨励措置の適用に係る申請は、企業等が次の表の左欄に掲げる奨励措置の区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請書により、同表の右欄に掲げる申請期限までに市長に対し行わなければならない。ただし、立地に係る企業等が複数ある場合にあっては、立地に係る事業を開始した企業等が、当該企業等以外の企業等が当該申請に同意したことを証する同意書又は当該申請に関して当該企業等に委任したことを証する委任状を添えて申請を行うものとする。

奨励措置	申請書	申請期限
投資促進 奨励金	投資促進奨励金及び企業等立地奨励金交付適用申請書(様式第1号)	立地の日の属する年度の3月31日
	投資促進奨励金交付申請書(様式第2号)	奨励金の交付を受けようとする年度の3月31日
企業等立 地奨励金	投資促進奨励金及び企業等立地奨励金交付適用申請書	立地の日の属する年度の3月31日
	企業等立地奨励金交付申請書(様式第3号)	奨励金の交付を受けようとする年度の3月31日
雇用促進 奨励金	雇用促進奨励金交付申請書(様式第4号)	立地の日から18か月を経過する日

2 前項に掲げる奨励措置の申請には、次に掲げる書類のうち必要なものを添付しなければならない。ただし、複数の奨励措置の申請を同一の企業等が行う場合であって、これらの申請に要する書類が同一のものであるときは、当該同一のものである書類を省略することができる。

- (1) 立地をしたことを証する書類
- (2) 土地又は建物の売買又は賃貸借の契約書の写し
- (3) 投下資本額の明細書
- (4) 土地及び家屋の登記事項証明書
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類
- (6) 商業登記事項証明書(企業等が個人の場合にあっては、住民票の写し)
- (7) 投資促進奨励金の対象となる固定資産の明細書
- (8) 都市計画法に規定する用途地域を証する書類
- (9) 第7条に規定する間に新規に従業員を雇用し、かつ、1年以上継続して雇用していることを証する書類及び当該従業員が申請時に6か月以上本市の区域内に住所を有していることを証する住民票の写し等の書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

( 奨励措置の決定通知 )

**第 10 条** 条例第 4 条第 2 項の規定による通知は、投資促進奨励金及び企業等立地奨励金交付適用・不適用決定通知書 ( 様式第 5 号 ) 又は雇用促進奨励金交付・不交付決定通知書 ( 様式第 6 号 ) により行うものとする。

2 投資促進奨励金交付申請書又は企業等立地奨励金交付申請書により申請があったときは、投資促進奨励金・企業等立地奨励金交付・不交付決定通知書 ( 様式第 7 号 ) により通知するものとする。

( 報告 )

**第 11 条** 適用企業は、次の各号に掲げる期間について当該各号に定める書類を、毎年度、市長が指定する期日までに必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 投資促進奨励金の交付が終了するまでの間 資産保有状況報告書 ( 様式第 8 号 )

(2) 企業等立地奨励金の交付が終了するまでの間 国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類

( 事業内容の変更等 )

**第 12 条** 適用企業が当該決定に係る事業の内容を変更しようとするときは、事業変更届 ( 様式第 9 号 ) を市長に提出しなければならない。

2 適用企業が事業を廃止するときは、速やかに事業廃止届 ( 様式第 10 号 ) を市長に提出しなければならない。

( 奨励措置の取消し等 )

**第 13 条** 条例第 5 条の規定により決定を取り消した場合の取扱いについては、次に掲げるところによる。

(1) 条例第 5 条第 1 号の規定による決定の取消しは、当該決定がなされた時から適用するものとする。

(2) 条例第 5 条第 2 号の規定による決定の取消しは、滞納の事実があった日の属する年度以後の年度分の奨励措置について適用するものとする。

(3) 条例第 5 条第 3 号の規定による決定の取消しは、当該決定に係る事業が休止され、又は廃止された日の属する年度 ( 当該事業の廃止が破産等による場合にあっては、当該年度の翌年度 ) 以後の年度分の奨励措置について適用するものとする。

(4) 条例第 5 条第 4 号及び第 5 号の規定による決定の取消しは、その事情及び状況に応じ、前 3 号の例に準じて取り扱うものとする。

2 条例第 5 条第 1 項の規定により決定の取消しをした場合は、奨励措置取消通知書 ( 様式第 11 号 ) により通知するものとする。

3 市長は、条例第 5 条第 2 項の規定により奨励金等を返還させることを決定したときは、奨励金等返還通知書 ( 様式第 12 号 ) により通知するものとする。

( 承継の承認 )

**第 1 4 条** 条例第 7 条の規定による承認を受けようとする企業等は、承継の日から 3 0 日以内に、奨励措置適用承継承認申請書 ( 様式第 1 3 号 ) に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 承継した事実を証する書類
- (2) 承継した企業等の事業内容を明らかにする書類
- (3) 承継した企業等の国税、都道府県税及び市町村税の納付を証する書類
- (4) 承継した企業等の商業登記事項証明書 ( 企業等が個人の場合にあっては、住民票の写し )
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、当該申請をした企業等に奨励措置適用承継承認・不承認通知書 ( 様式第 1 4 号 ) により通知するものとする。

( 委任 )

**第 1 5 条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

( 小田原市企業立地促進条例施行規則の廃止 )

2 小田原市企業立地促進条例施行規則 ( 平成 1 7 年小田原市規則第 7 号。次項において「旧規則」という。 ) は、廃止する。

( 旧規則の廃止に伴う経過措置 )

3 条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされる条例附則第 2 項の規定による廃止前の小田原市企業立地促進条例 ( 平成 1 7 年小田原市条例第 2 号 ) 第 5 条第 2 項の規定により決定された奨励措置については、旧規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。